

海老名市 指定NPO法人制度 (指定更新の手引き)



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

令和4年12月
海老名市 市民活動推進課

1 更新の申出期間

○ 該当する更新申出期間に申出（必要書類の提出）を行ってください。

指定となった日	寄附金が控除対象となっている期間	更新申出期間	更新の時期
令和5年1月1日	令和5年1月1日～ 令和9年12月31日	令和9年7月～ 令和9年9月末日	令和9年3月下旬

2 指定更新までの流れ

1. 事前相談

… 指定更新を希望する場合は、更新申出期間の末日までに、市民活動推進課へ電話連絡の上、事前相談にお越しく下さい。

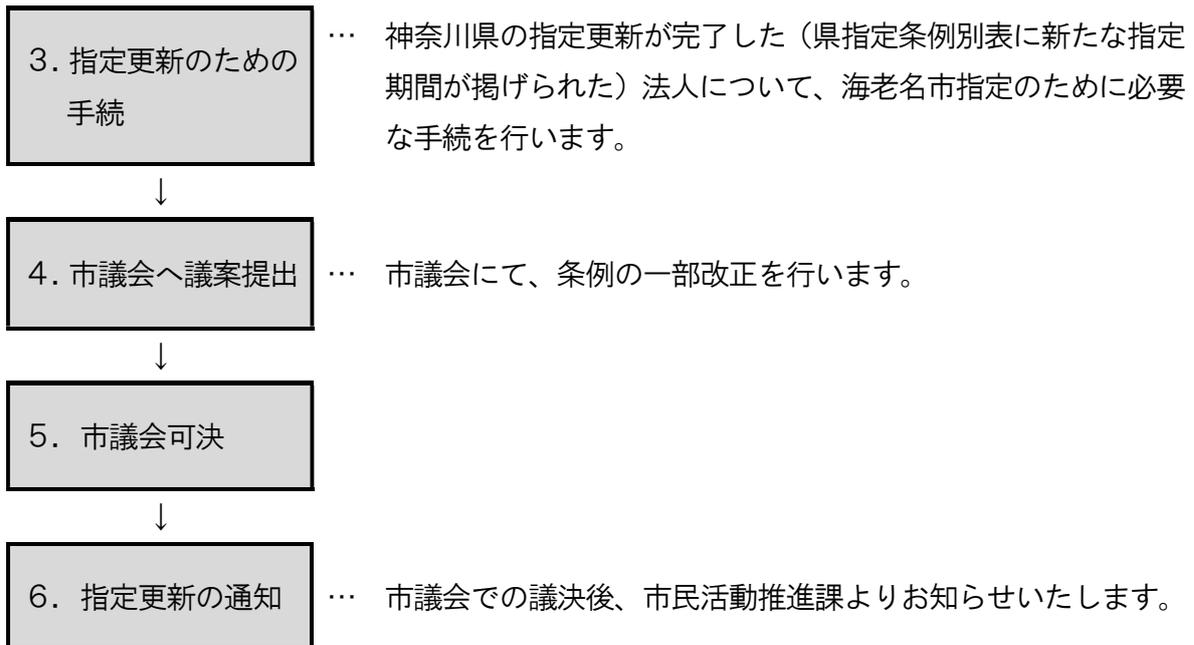


2. 指定更新申出書の提出

… 更新申出期間中に、以下の書類を提出してください。

- 海老名市指定特定非営利活動法人指定更新申出書
(第2号様式) ※市ホームページからダウンロード可。
- 神奈川県の指定更新時に、**県知事に提出した書類の写し**
 - (1) 指定特定非営利活動法人指定更新申出書(第3号様式)
 - (2) 寄附金充当予定事業一覧(第2号様式)
 - (3) 指定要件チェック表(第1表)
 - (4) 指定要件チェック表(第2表)
 - (5) 指定要件チェック表(第3表)
 - (6) 指定要件チェック表(第3表)付表1・付表2
 - (7) 指定要件チェック表(第4表)
 - (8) 指定要件チェック表(第4表)付表1・付表2
 - (9) 指定要件チェック表(第5表)
 - (10) 指定要件チェック表(第6表)
 - (11) 指定要件チェック表(第7表)
 - (12) 欠格事由チェック表





3 その他

○ 指定の取り消し

更新申出期間内に、指定更新の申出が行われなかったときなどは、指定の取り消しの手続きを行います。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りではありません。

4 Q&A

○ 申出に必要な書類や手引書などは、どこで入手できますか？

➡ 様式や手引書については、海老名市ホームページからダウンロードできます。

○ 書類の提出はどこにするのでしょうか？

➡ 海老名市役所の市民活動推進課の窓口までお持ちいただき、提出してください。事前に提出日時をご連絡いただくと、受付がスムーズです。

海老名市指定NPO法人制度 指定更新の手引き

【お問い合わせ・連絡先】

海老名市 市民協働部 市民活動推進課

TEL : 046-235-4794 / FAX : 046-231-2670